

川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所 に係る影響評価準備書に対する勧告について

平成17年11月1日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所に係る環境影響評価準備書について、川崎天然ガス発電(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：神奈川県川崎市川崎区扇町12-1
- ・原動力の種類：ガスタービン及び汽力
- ・出 力：84万7千4百kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成14年 5月16日
住民等意見の概要受理	平成14年 7月22日
知 事 意 見 受 理	平成14年10月17日(神奈川県) 平成14年 9月24日(東京都)
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成14年11月 8日
環境影響評価準備書受理	平成17年 2月 7日
住民等意見の概要受理	平成17年 4月25日
知 事 意 見 受 理	平成17年 8月16日(神奈川県) 平成17年 8月 2日(東京都)
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成17年10月17日

問合せ先：電力安全課 高取、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所に対する勧告内容】

1. 対象事業実施区域周辺は、二酸化窒素に係る環境基準を達成していない地点があり、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物に係る総量規制地域及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、これまで大気環境改善に向けた各種対策が長期にわたり集中的に講じられてきた地域である。このような地域において行われる本事業については、窒素酸化物による大気環境への影響をできる限り低減する必要がある。
このため、施設の稼働に伴い排出される窒素酸化物について、脱硝効率が高い排煙脱硝装置を採用することに加えて、設備の運転管理及び維持管理を徹底し、排出濃度をより一層低減すること。また、その旨を評価書に記載すること。
2. 本事業は、火力発電所としては二酸化炭素排出原単位の低い天然ガスを燃料とするコンバインドサイクル方式とし、現時点における最高レベルの発電効率の設備を採用しているが、大規模発電所であることから、低負荷運転を避けること等により発電効率を高く維持し、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減すること。また、その旨を評価書に記載すること。